瀬戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月28日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第15号

瀬戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

瀬戸市スポーツ施設条例(昭和45年瀬戸市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(損害の賠償)	(損害の賠償)
第12条 使用者は、施設、設備器具その他の物	第12条 使用者は、施設、設備器具その他の物
件を損傷し、又は滅失したときは、市長が定め	件を損傷し、又は滅失したときは、市長が定め
る損害額を賠償しなければならない。ただし、	る損害額を賠償しなければならない。
市長において損害を賠償させることが適当でな	
いと認めるときは、この限りでない。	
(指定管理者)	(指定管理者)
第13条 <省略>	第12条の2 <省略>
(指定管理者が行う業務)	(指定管理者が行う業務)
第14条 前条の規定により、指定管理者に行わ	第12条の3 前条の規定により、指定管理者に
せる業務は、次の各号に掲げるものとする。	行わせる業務は、次の各号に掲げるものとす
	る。
(1) <u>施設の運営</u> に関する業務	(1) スポーツ施設の施設運営に関する業務
(2) 施設、設備器具その他施設に係る物件の維	(2) スポーツ施設の施設、設備器具その他の物
持及び修繕に関する業務	<u>件</u> の維持及び修繕に関する業務
(3) <省略>	(3) <省略>
2 前条の規定により、指定管理者に管理を行わ	
せる場合において、第3条、第4条及び第7条	
から第10条の規定中「使用」とあるのは「利	
用」と、「市長」とあるのは「指定管理者」	

と、「使用者」とあるのは「利用者」と読み替 えるものと<u>する。</u>

(利用料)

- 第15条 市長は、適当と認めるときは、指定管 理者に利用料を当該指定管理者の収入として収 受させることができる。
- 2 利用料の額は、第5条の規定により算出した 額を超えない範囲内において、あらかじめ指定 管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 その額を変更する場合も同様とする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、そ の旨及び利用料の額等を公表しなければならな い。
- 4 第5条及び第6条の規定は、第1項の規定に より指定管理者の収入として収受させる利用料 に準用する。この場合において、第5条及び第 6条中「使用」とあるのは「利用」と、「スポ ーツ施設使用料」とあるのは「スポーツ施設利 用料」と、「使用料」とあるのは「利用料」 と、「施設使用料」とあるのは「施設利用料」 と、「設備器具使用料」とあるのは「設備器具 利用料」と、「市長」とあるのは「指定管理 者」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 <省略>

(罰則)

- 第17条 偽りその他不正の行為により、使用料|第14条 偽りその他不正の行為により、使用料 する。) 以下の過料に処することができる。
- 過料に処することができる。

(委任)

<u>第13条</u> <省略>

(罰則)

- の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れ の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れ た金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当) た金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当 する金額が5万円を超えないときは、5万円と する金額が5万円を超えないときは、5万円と する。)以下の過料を科することができる。
- 2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のい2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のい ずれかに該当する者に対しては、5万円以下の ずれかに該当する者に対しては、5万円以下の 過料を科することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第2項及び第1 5条を加える改正規定は、平成26年4月1日から施行する。